

第12章 環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解

12.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第18条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 12-1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。</p>	<p>評価書においては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、必要に応じて注釈を加えるなど、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めました。</p>
<p>(2) 焼却施設の最も基本的な諸元である焼却方式が確定しておらず、バイオガス化施設などその他の施設の諸元についても未確定な部分が多く、準備書の段階においても、熟度が低い事業計画となっている。</p> <p>このため、事業計画が確定した段階で、地域住民等にその内容を速やかに示す等情報公開に努めること。</p>	<p>廃棄物処理施設整備工事の入札・契約方法は、一般的に、高度な技術力を有するプラントメーカーを対象とした性能発注方式を採用します。本事業においては、PFI方式を導入し、維持管理を含めたより良い事業者提案を促すため、焼却方式およびその他の施設の諸元についても、広く事業者提案を求めていくこととしています。そのため、準備書の段階において焼却方式などが未確定となっており、評価書においても事業計画を確定することはできません。</p> <p>事業計画については、今後実施する入札手続きを経て決定する事業者との設計協議により決定する内容を、滋賀県および関係市（長浜市、米原市）へ情報提供を行うとともに、センターホームページにおける「新一般廃棄物処理施設整備運営事業取組状況」のサイトへの掲載等により、地域住民等への情報公開を行います。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(3) 事業計画の熟度が低いため、焼却方式や排ガス処理の違いにより、煙源条件や発生する廃棄物の内容が異なるなど、予測条件に大きな違いが生じる可能性がある。しかし、準備書には十分な説明がないまま、単一の条件における予測評価結果のみが示されており、審査をする上で不十分な内容となっている。また、騒音の予測評価の妥当性を確認するために必要な情報が記載されていない。</p> <p>このため、評価書の作成に当たっては、各環境要素についての予測条件を確定すること。やむを得ず予測条件を確定することができない場合は、必要に応じて複数の条件下での予測評価を行い、その結果を評価書に反映させること。また、予測評価に係る必要な条件に関する情報については、可能な限り評価書に示すこと。</p>	<p>処理方式およびメーカーの技術提案により前提条件に幅が生じ、大気質・悪臭（煙突排ガス）や騒音・振動（施設の稼働）、景観、廃棄物等に係る予測条件に一定の幅が生じることが考えられます。そこで、本事業特性（設備や敷地の制約等）を踏まえて、それらの影響変化の程度について検討を行った結果、予測結果の数値に一定の変化が生じる煙突排ガスによる大気質への影響について、複数の条件下での予測評価を行いました。なお、当該予測における前提条件の幅は、処理方式による幅および当該方式において考えうる幅の双方を勘案したうえで、当該幅の最大・最小の条件を複数予測ケースとして設定しました。</p> <p>また、処理方式の違いによる変動幅が大きいと想定される廃棄物については、処理方式の違いによる焼却灰の量（内訳）を予測しました。これらの条件および予測・評価の結果は、評価書において反映しました。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う騒音の予測に係る条件（壁等に適用した部材の透過損失や吸音率の内容）については、具体的な内容を「資料編 3.2 騒音」に記載しました。</p>
<p>(4) 事後調査の計画について、十分な知見や事例のある予測手法を採用していること、予測の不確実性が小さいこと等から事後調査は実施しないこととされているが、事業計画の熟度が低く、予測条件自体に不確実性があるため、事後調査実施の必要性について再検討すること。</p>	<p>いずれの環境影響評価項目についても、影響の予測・評価および環境保全措置の検討結果は、滋賀県環境影響評価技術指針における事後調査の要件に該当しないと考えています。しかし、大気汚染防止法等の関係法令に基づく環境監視調査として、排ガス濃度の測定を継続的に実施するほか、施設竣工時の騒音測定を行うなどにより環境の状況を把握するものとし、その内容は「第10章 事後調査 10.3 その他の調査（環境監視調査）」に記載しました。</p> <p>また、事後調査を実施しない理由については、より丁寧な説明とするため、準備書に記載していた予測手法の不確実性および環境保全措置の効果に係る不確実性の観点に加え、予測条件や予測結果に幅が生じるもの（煙突排ガスの予測）についても、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられることを追記しました。</p>

知事意見	事業者の見解
2 個別的事項	
<p>(1) 大気質</p> <p>ダウンウォッシュ（煙突ダウンウォッシュ）およびダウンドラフト（建物ダウンウォッシュ）に係る予測について予測手法や予測条件の整理が不十分な箇所があるため、風速条件やバイオガス化施設・斎場等との複合影響等について再検討すること。</p> <p>焼却施設に白煙防止設備を導入しない場合は、類似施設での白煙の発生頻度などの知見を参考に、白煙による影響について明らかにすること。</p> <p>粉じん等の環境保全目標値として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、予測評価の結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らないため、事業を進めるに当たっては適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>ダウンウォッシュ（煙突ダウンウォッシュ）およびダウンドラフト（建物ダウンウォッシュ）に係る予測については、風速・大気安定度等の条件の見直しを行い、複数条件ケースでの影響を予測したうえで、影響が最大となるケースでの予測結果に基づき評価を行いました。また、評価書第8章においては、本事業の対象施設（ごみ処理施設）である「焼却施設およびバイオガス化施設」に係る予測結果を示すとともに、斎場との複合影響の予測結果等については、資料編に掲載しました。</p> <p>本施設では、エネルギー効率を最大化する観点から白煙防止設備は導入しませんが、その理由および白煙の発生頻度等に係る説明を「第2章 対象事業の目的および内容」に記載するとともに、類似施設での白煙の発生頻度等の情報を「資料編第1章 1.1 煙突排ガスに係る白煙発生状況に係る事例等」に掲載しました。</p> <p>粉じん等の影響に対しては、散水の実施・敷鉄板の設置などの環境保全措置を適切に実施し、影響の回避・低減に留意して工事を実施していきます。</p>
<p>(2) 騒音</p> <p>施設稼働時の騒音予測について、壁等に適用した部材の透過損失や吸音率の内容が記載されていないため、予測評価の結果の妥当性を確認するために必要な情報を適切に記載すること。</p>	<p>施設稼働時の騒音予測の条件のうち、壁等に適用した部材の透過損失や吸音率の内容については、具体的な内容を「資料編 3.2 騒音」に記載しました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(3) 動物・植物・生態系</p> <p>動物や植物への影響の程度を示す予測結果区分について、影響の程度の根拠が不明確なため、事例の引用や現地調査の結果を踏まえた定量的な解析など、科学的な根拠に基づき予測および評価をすること。</p> <p>動物の予測について、ナゴヤダルマガエルなど対象事業実施区域内で繁殖が確認されているにも関わらず、影響がないとした評価は誤りと考えられるため、予測結果の区分を見直すこと。</p> <p>水生生物の環境保全措置における指定希少種の保護において、指定希少種であるナゴヤダルマガエル以外の種についても、移殖作業中に確認された水生生物については可能な限り移殖すること。特に移動能力が低い両生類等に配慮すること。また、移殖の時期・方法・場所等の情報について具体的に明記すること。</p> <p>法面等の緑化に当たっては、地域の植物を用いるなど、生態系に影響を及ぼすおそれのないよう留意すること。</p>	<p>動物や植物への影響の予測・評価については、影響の判断基準の見直しを行うとともに、事例の引用や現地調査の結果を踏まえた定量的な解析を行うなど、科学的な根拠に基づく説明を追記しました。</p> <p>動物の予測において、ナゴヤダルマガエルなど対象事業実施区域内で繁殖が確認されている種に係る影響の予測については、繁殖環境の改変率を算出・考慮したうえで、影響の判断基準および予測・評価の見直しを行いました。</p> <p>水生生物の環境保全措置については、指定希少種であるナゴヤダルマガエル以外の種についても、移殖作業中に確認された水生生物や移動能力が低い両生類等についても、可能な限り移殖するよう見直しを行いました。また、移殖の時期・方法・場所等の情報については、工事工程との関係を踏まえた移殖時期の説明を追加するなど、具体的な記載を追記しました。</p> <p>法面等の緑化における植栽樹種の選定にあたっては、地域の植物（郷土樹種）の導入にも可能な限り留意するものとし、当該内容を環境保全措置に追加しました。</p>
<p>(4) 景観</p> <p>法面等の緑化については、景観への環境保全措置としても重要であるため、樹種の選定においては、生態系に影響を及ぼすおそれのないよう留意するだけでなく、風土や歴史性などについても考慮に入れること。</p> <p>今後決定する詳細な施設配置や建物の形状、色彩などに関する情報を基に、周辺環境との調和やスカイラインへの影響などに配慮すること。</p>	<p>法面等の緑化における植栽樹種の選定にあたっては、景観への配慮や風土・歴史性などについても考慮し、地域の植物（郷土樹種）の導入にも可能な限り留意するものとし、当該内容を環境保全措置に追加しました。</p> <p>また、今後決定する詳細な施設配置や建物の形状、色彩などに関する情報を基に、周辺環境との調和やスカイラインへの影響などに配慮していきます。</p>
<p>(5) 伝承文化</p> <p>伝承文化におけるヒアリングについて、追加調査等による補完が必要な場合は適切に実施し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>伝承文化の現状について、地元の郷土史研究者への追加のヒアリング調査を行い、当該調査結果を評価書第8章に追加記載しました。</p>
3 その他	
<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、環境の保全に十分に配慮してまいります。</p> <p>また、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

12.2 長浜市長の意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 18 条第 4 項において準用する第 9 条第 5 項の規定に基づく環境の保全の見地からの長浜市長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 12-2 長浜市長の意見およびそれに対する事業者の見解

長浜市長意見	事業者の見解
<p>1. 危機管理について 自然災害や事故等の緊急時においても、適切な管理や対応に努めること。</p>	<p>自然災害等により停電が発生した場合には、まず施設を安全に停止することが重要です。そのため、緊急作動試験を実施し非常時に安全停止が可能な施設であることを確認します。このため、設備としては非常用発電設備や無停電電源装置等を整備します。</p> <p>なお、施設停止後は、施設の安全確認をした後に焼却施設を 1 炉ずつ立ち上げ・発電することにより、電力の供給が絶たれた状況においても自立運転が可能です。</p> <p>これら緊急時における施設の安全停止・復旧等の手順等については、今後作成する緊急対応マニュアルに定め、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うとともに、定期的に対応訓練等を行うなどの対策を講じます。</p>
<p>2. 維持管理について 周辺の公共用水域への水質影響を防止するため、廃棄物の貯留設備や排水処理施設の適切な維持管理に努めること。</p>	<p>施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わず、生活排水についても公共下水道へ放流することから、処理水の排水に伴い公共用水域の水質に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>廃棄物の貯留設備および排水処理設備については、定期的な検査の実施等により適切な維持管理を徹底するほか、下水道への放流水については、定期的な水質検査を行います。</p>
<p>3. 事業の進捗管理について 今回の施設整備事業は市民にとって欠かすことのできないものであるため、地元の理解を得て適切な進捗管理を実施すること。</p>	<p>施設整備の推進にあたっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行い、事業内容の理解を得るよう努めます。</p> <p>本事業は PFI 手法における BTO 方式を採用することとしていますが、事業の推進にあたっては、設計・施工を行う事業者自らが実施する工事監理とは別途、センター側において、設計・施工の状況等を確認するためモニタリングを実施するなど、適切な進捗管理を行います。</p>

12.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、準備書について一般の環境の保全の見地から意見を求めたが、意見の提出はなかった。